

株主各位

大阪府中央区久太郎町3丁目6番8号
ダイワボウホールディングス株式会社
代表取締役社長 阪 口 政 明

第105回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第105回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するように、折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区大手前2丁目1番2号
国民會館住友生命ビル12階 武藤記念ホール
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第104期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに計算書類報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第104期連結計算書類監査
結果報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役10名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）
継続の件

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.daiwabo-holdings.com/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- ・事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.daiwabo-holdings.com/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期のわが国経済は、期の前半は消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により個人消費は弱含みに転じましたが、期の後半からは円安効果による輸出の増加や原油価格の下落に支えられた企業収益の向上に牽引され、雇用や所得環境の改善が進展し、景気は緩やかな回復基調を辿りました。

当社グループを取り巻く環境は、旧OS搭載パソコンの更新特需の反動や消費税率引上げ後の個人消費の減退により、総じて厳しい状況が続きました。

ITインフラ流通事業では、全国の販売拠点網と地域密着営業により顧客対応力を強化するとともに、モバイルデバイスなど成長市場での販売拡大に注力しましたが、消費増税前の駆け込み需要の反動により受注減少を余儀なくされました。一方、繊維事業では各分野別の業績に明暗があったものの、為替の円安とジャパネクオリティを背景に、衛生材用途が大きく伸長し、機能資材分野も産業資材関連を中心に堅調に推移しました。また、産業機械事業も、好調な米国市場において、航空機分野など得意の立旋盤の工作機械で販路構築を進め、業容を拡大させました。

その結果、当期の連結業績につきましては、連結売上高は5,661億9千4百万円(前期比684億9千3百万円減)、連結経常利益は79億6千8百万円(前期比26億2百万円減)となりましたが、連結当期純利益は48億8千6百万円(前期比3億5千7百万円増)となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

(ITインフラ流通事業)

IT業界においては、法人向け市場は、企業業績が改善傾向にあるものの、主力商材であるパソコンで前年から続いた旧OS搭載パソコンのサポート終了に伴う更新特需が徐々に終息し、出荷台数が減少に転じました。

また、個人向け市場でも、更新特需の反動に加えて、消費税率引上げに伴う需要減退により、売上高は減少となりました。

このような情勢のなかで、顧客第一主義と地域密着を基本理念に掲げ、ウェブ販売サイト「iDATEN(韋駄天)」の普及やグループ会社と連携したサービス&サポートの提供によるグループ総合力の発揮を基盤に、設備投資の旺盛な通信事業者向けや成長性の見込める文教分野での受注獲得に取り組みました。

また、タブレットやスマートフォンなどのモバイルデバイスビジネスを重点事業に位置付け、メーカーや販売店との戦略的連携により販路拡大に努めましたが、事業全体として売上高の減少に加えて、円安に伴う仕入価格の上昇や価格競争の激化により利益面でも前期を下回る結果となり、当事業の売上高は4,849億4千5百万円(前期比12.6%減)、営業利益は57億6千9百万円(前期比36.9%減)となりました。

(化繊・機能資材事業)

化繊事業においては、合繊部門では、原綿は国内外とも旺盛な需要に支えられた衛生材用途と堅調な建材用途の販売が拡大し、不織布製品も除菌関連を中心とするレーヨン系不織布と高付加価値商品を志向したコスメ分野が好調に推移しました。レーヨン部門では、主力の不織布用原綿は大手顧客向けの売上が伸長し、対米向け防災素材も円安により収益が改善しました。

機能資材事業においては、樹脂加工部門では、震災復興向けの関連商品や防災用途の製品販売が堅調に推移するとともに、機能製品部門では、海外拠点を活用した産業資材や需要の増加した重布商品などが売上を牽引し収益は向上しました。

以上の結果、当事業の売上高は402億1千2百万円(前期比3.1%増)、営業利益は16億3百万円(前期比25.9%増)となりました。

(衣料品・生活資材事業)

製品部門では、カジュアル製品は自家素材を活用した企画提案により受注増加となりました。コモディティ商品からの脱却を進めるインナー製品でも対米向けやプライベートブランド向けが好調に推移し、ブランド製品ではスポーツ向けが安定して収益を確保しました。また、機能製品では、グループ協業や産学連携による独自の開発素材を活用したフタロシアニン関連などの機能原料の販売が拡大し、総じて堅調な動きがみられました。

一方、テキスタイル部門では、寝装やホームホビー関連が需要不振の煽りを受け苦戦を強いられ、海外紡績部門でも収益の改善には至りませんでした。

以上の結果、当事業の売上高は217億8千万円（前期比2.6%減）、営業損失は2億8千9百万円（前期は4億5千1百万円の営業損失）となりました。

(工作・自動機械事業)

工作機械部門では、主力の立旋盤について、米国に販売会社を新設し、中国にショールームを開設するなど、海外市場における販売拠点の拡充とサービス向上を図りました。また、台湾拠点で海外向け戦略機の生産やユニット供給体制の整備を進め、米国やアジア地域を中心に売上を拡大しました。国内でも、長岡工場で新工場棟を建設して生産基盤の強化・拡大を図るとともに、新製品内覧会を開催するなど積極的な販売促進活動を展開し、航空機・鉄道分野を軸に売上を伸ばしました。

一方、自動機械部門では、医薬品・食品・製菓分野に向けてスマートシステムを搭載した最新鋭カートナーやロボット供給システムの拡販に努めました。また、中国において見本市への出展を通じてブランド力の訴求を図り、収益を改善しました。

以上の結果、当事業の売上高は141億3千6百万円（前期比10.2%増）、営業利益は10億9千6百万円（前期比25.0%増）となりました。

(その他事業)

ゴム部門では主力のスポンジ分野は車輛用途での新規市場開拓が進まず苦戦を強いられ、ホテル部門でも消費税率上げの影響もあり集客数が伸び悩みましたが、エンジニアリング部門では需要回復から受注が増加しました。

以上の結果、当事業の売上高は51億2千万円（前期比11.9%減）、営業利益は3千5百万円（前期比59.2%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資は、化繊・機能資材事業における複合繊維生産設備の増強および工作・自動機械事業における立旋盤生産の主力工場増設を中心に、投資金額は35億6千6百万円で、所要資金は自己資金で賄いました。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行12行とコミットメントラインを締結しております。コミットメントラインの総額は111億5千万円で、当期末の実行残高はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 101 期 (平成24年3月期)	第 102 期 (平成25年3月期)	第 103 期 (平成26年3月期)	第 104 期 (当連結会計年度 平成27年3月期)
売 上 高(百万円)	489,543	513,469	634,687	566,194
経 常 利 益(百万円)	6,124	5,027	10,571	7,968
当 期 純 利 益(百万円)	3,347	2,447	4,528	4,886
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	17円67銭	13円04銭	24円16銭	25円91銭
総 資 産(百万円)	231,512	232,077	255,718	235,359
純 資 産(百万円)	42,426	44,277	48,938	54,834
1 株 当 た り 純 資 産 額	218円33銭	234円46銭	257円93銭	287円12銭

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式数控除後の期末発行済株式数に基づき、それぞれ算出しております。なお、第102期、第103期および第104期の自己株式数には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口・75498口）が所有する当社株式を含めております。

(5) 対処すべき課題

今後の経済見通しについては、個人の消費マインドは着実に持ち直し、企業の輸出や設備投資にも改善の動きがみられるなど、海外経済の動向が懸念材料となるものの、景気は緩やかな回復を持続するものと期待されます。

こうしたなか、当社グループは本年4月からスタートさせた中期経営計画「イノベーション21」第二次計画において、「成長が見込める市場・地域での事業拡大」「顧客価値創造型ビジネスへの進化」「国際マーケットにおけるコーポレートブランドの価値向上」の基本方針を掲げ、新たな成長ステージを目指す事業展開とグループ全体の収益構造の強化に努めてまいります。

事業別の施策といたしましては、ITインフラ流通事業において、全国を網羅した販売拠点網と販売管理システム（DIS-NETⅢ）を活用してパソコンを中心とした多様な端末機器の販売活動をビジネスパートナーとの協業により展開し、販売シェアの拡大を図ってまいります。一方、グループ再編により物流管理とサービス&サポート部門の統合により、ハードの販売・物流からサービス機能までの一貫した業務効率化を進め、顧客対応力を強化いたします。さらに、商品供給体制の垂直的なサプライチェーンの構築を基盤に、モバイルデバイスや通信事業、クラウドなどの成長性の高い市場分野へ積極的に挑戦し、収益拡大に努めてまいります。

繊維事業においては、化合繊・機能資材部門のうち、主力の合繊・不織布分野では、アジア地域で需要拡大が続く衛生材市場において、国内外の生産設備の増強により拡販体制を確立する一方、海外での供給ネットワークと販路拡大により、地産地消型の事業戦略の構築を推進いたします。また、レーヨン分野では開発力の強化による機能性原綿の拡大と川下戦略により、安定した収益体制を構築してまいります。さらに、機能資材分野では、国内での建設・防災など産業資材関連の受注拡大を目指すと同時に、海外生産拠点の能力増強によりアセアン地域での販路構築を加速化させます。一方、衣料品・生活資材部門では、海外拠点の再編による最適地生産とコモディティ商品からの脱却により収益基盤を強化してまいります。また、グループ各社が保有する機能性素材や産学連携による開発素材を活用した独自商品の販売を拡大するとともに、大和紡績香港有限公司を基点としたオペレーションにより、欧米向け中心に販売拡大に努めてまいります。

産業機械事業においては、工作機械部門は、主力の長岡工場の工場増設による大型立旋盤の需要拡大への対応や台湾の生産拠点の効率的運営により、国内外の顧客ニーズに柔軟かつ機敏に対処できる生産体制の確立に注力してまいります。また、本年2月に米国で設立した販売会社を拠点として、更なる成長が見込まれる航空機や重電関連分野への販売を強化してまいります。一方、自動機械部門では、医薬品業界に加え、需要回復が進む食品・製菓・日用品分野への販売を拡大してまいります。

また、当社は、コーポレートガバナンスを経営上の最重要課題の一つとして認識しており、グループ各社の連携のもと、内部統制機能の一段の充実とより最適なガバナンス体制の確立に努め、株主の皆様をはじめ各ステークホルダーとの良好な信頼関係を保ちながら、尚一層の自己変革に取り組み、企業の社会的責任を果たしてまいります所存です。

株主の皆様には、引き続き倍旧のご支援とご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

(6) 重要な子会社の状況 (平成27年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金 (百万円)	議 決 権 比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
ダイワボウ情報システム株式会社	11,813	100.0	情報処理機器・通信機器の販売
大 和 紡 績 株 式 会 社	100	100.0	株式または持分の保有による事業活動の支配、管理
株 式 会 社 オ ー エ ム 製 作 所	1,660	100.0	工作機械の製造、販売
ダ イ ワ ボ ウ ノ イ 株 式 会 社	100	100.0	繊維製品の製造、販売
ダ イ ワ ボ ウ プ ロ グ レ ス 株 式 会 社	100	100.0	産業用資材・ゴム関連製品の製造、販売
ダ イ ワ ボ ウ ポ リ テ ッ ク 株 式 会 社	310	100.0	合繊綿・不織布の製造、販売
カ ン ボ ウ プ ラ ス 株 式 会 社	1,020	100.0	綿・化合繊布等の染色、樹脂防水加工
ダ イ ワ ボ ウ レ ー ヨ ン 株 式 会 社	1,200	100.0	レーヨン綿・レーヨン糸の製造、販売
ダ イ ワ ボ ウ ア ド バ ン ス 株 式 会 社	80	100.0	衣料品の販売
大 和 紡 観 光 株 式 会 社	50	100.0	ホテル業
ダ イ ワ ボ ウ エ ス テ ー ト 株 式 会 社	30	100.0	不動産の賃貸借、管理
株 式 会 社 オ ー エ ム 機 械	100	100.0	自動機械の製造、販売
大 和 紡 績 香 港 有 限 公 司	5,000千HKドル	100.0	繊維製品等の販売促進、販売
ダ ヤ ニ ・ ガ ー メ ン ト ・ イ ン ド ネ シ ア	2,400千USドル	56.3	衣料品の縫製
ダ イ ワ ・ ド ・ ブ ラ ジ ル	(出資金) 43,800千リアル	97.3	綿紡績
蘇 州 大 和 針 織 服 装 有 限 公 司	(出資金) 5,498千USドル	76.7	衣料品の縫製
ダ イ ワ ボ ウ ・ イ ン ダ ス ト リ ア ル ・ フ ェ ブ リ ッ ク ス ・ イ ン ド ネ シ ア	3,300千USドル	80.0	産業用織物の製造、販売
ダ イ ワ ボ ウ ・ ノ ン ウ ー プ ン ・ イ ン ド ネ シ ア	9,125千USドル	100.0	不織布の製造、販売

(注) 1. 資本金は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. ダイワボウノイ株式会社、ダイワボウプログレス株式会社、ダイワボウポリテック株式会社、カンボウプラス株式会社、ダイワボウレーヨン株式会社、ダイワボウアドバンス株式会社、大和紡織光株式会社、ダイワボウエステート株式会社、大和紡績香港有限公司の議決権比率は、大和紡績株式会社の所有に係る間接保有であります。
3. 株式会社オーエム機械は、株式会社オーエム製作所から会社分割により、平成26年10月に設立されました。
4. 株式会社オーエム機械の議決権比率は、株式会社オーエム製作所の所有に係る間接保有であります。
5. ダイワ・ド・ブラジルは、平成27年3月に増資を行い、資本金が26,000千レアルから43,800千レアルになりました。
6. ダイワボウ・ノンウーブン・インドネシアの議決権比率は、ダイワボウポリテック株式会社の所有に係る間接保有であります。
7. ダイワボウ・ノンウーブン・インドネシアは、平成27年4月に増資を行い、資本金が9,125千USドルから、12,125千USドルになっております。

(7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

事業区分	主要な事業内容
ITインフラ流通事業	コンピュータ機器および周辺機器の販売等
化合繊・機能資材事業	化合繊綿、不織布製品、産業資材関連の製造加工販売業
衣料品・生活資材事業	紡績糸、織物、編物、二次製品の製造加工販売業
工作・自動機械事業	生産設備用機械製品、鋳物製品の製造販売業
その他事業	ゴム製品製造販売業、ホテル業、不動産業、ゴルフ場業、保険代理店業、エンジニアリング業

(8) 主要な営業所および工場（平成27年3月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	大阪市
東京事務所	東京都中央区
ジャカルタ事務所	インドネシア

② 子会社

名 称	事業所名	所 在 地	主 要 製 品
ダイワボウ情報システム株式会社	本 社	大 阪 市	
	東 京 支 社	東 京 都 品 川 区	
	支店・営業所	全 国 9 0 拠 点	
大 和 紡 績 株 式 会 社	本 社	大 阪 市	
株 式 会 社 オ ー エ ム 製 作 所	本 社	大 阪 市	
	東 京 支 店	東 京 都 台 東 区	
	長 岡 工 場	新 潟 県 長 岡 市	工作機械
ダイワボウノイ株式会社	本 社	大 阪 市	
	東京営業本部	東 京 都 中 央 区	
ダイワボウプログレス株式会社	本 社	大 阪 市	
	出 雲 工 場	島 根 県 出 雲 市	産業用資材
	和 歌 山 工 場	和 歌 山 県 日 高 郡	産業用資材
	明 石 工 場	兵 庫 県 明 石 市	工業用スポンジ
ダイワボウポリテック株式会社	本 社	大 阪 市	
	播 磨 工 場	兵 庫 県 加 古 郡	合繊綿
	美 川 工 場	石 川 県 白 山 市	不織布
	益 田 工 場	島 根 県 益 田 市	不織布
カ ン ボ ウ プ ラ ス 株 式 会 社	本 社	大 阪 市	
	東 京 支 店	東 京 都 中 央 区	
	福 井 工 場	福 井 県 鯖 江 市	樹脂防水加工
ダイワボウレーヨン株式会社	本 社	大 阪 市	
	益 田 工 場	島 根 県 益 田 市	レーヨン綿
ダイワボウアドバンス株式会社	本 社	大 阪 市	
	東 京 支 店	東 京 都 中 央 区	
株 式 会 社 オ ー エ ム 機 械	本 社	東 京 都 台 東 区	
	大 阪 支 店	大 阪 市	
	宍 道 工 場	島 根 県 松 江 市	自動機械
大 和 紡 績 香 港 有 限 公 司	本 社	中 国	
ダヤニ・ガーメント・インドネシア	本社・工場	インドネシア	衣料品
ダイワ・ド・ブラジル	本社・工場	ブ ラ ジ ル	紡績糸
蘇州大和針織服装有限公司	本社・工場	中 国	衣料品
ダイワボウ・インダストリアル・ファブリックス・インドネシア	本社・工場	インドネシア	産業用織物
ダイワボウ・ノンウーブン・インドネシア	本社・工場	インドネシア	不織布

(9) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減数
6,284名	60名減

(注) 上記には嘱託社員を含めております。

(10) 主要な借入先（平成27年3月31日現在）

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社三菱東京UFJ銀行	12,422
三菱UFJ信託銀行株式会社	4,559
株式会社みずほ銀行	3,464
農林中央金庫	3,302
株式会社三井住友銀行	2,460

(注) 三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入金残高には、従業員持株ESOP信託による借入金475百万円が含まれております。従業員持株ESOP信託は、会計処理上当社と一体であるとの処理をしているため、ここに記載しております。従業員持株ESOP信託については、「2. 会社の株式に関する事項 (5) その他株式に関する重要な事項」をご参照ください。

2. 会社の株式に関する事項 (平成27年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 192,712,926株
 (3) 株主数 20,958名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,161	3.20
ダイワボウ従業員持株会	5,377	2.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,205	2.70
河 合 裕	5,143	2.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,725	2.46
第一生命保険株式会社	4,000	2.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (従業員持株ESOP信託口・75498口)	3,375	1.75
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	3,172	1.65
株式会社山陰合同銀行	3,136	1.63
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,047	1.58

(注) 持株比率は、自己株式 (249,711株) を控除して計算しております。
 なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (従業員持株ESOP信託口・75498口) 所有の当社株式3,375,000株は自己株式には含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

(従業員持株E S O P信託)

当社は、平成23年11月8日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」(以下「E S O P信託」といいます。)の導入を決議し、平成24年5月9日開催の取締役会において、E S O P信託の設定時期、導入期間等の詳細について決定しました。

①E S O P信託導入の目的

当社グループ従業員(以下「従業員」といいます。)に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識をさらに高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的とし、従業員へのインセンティブ・プランであるE S O P信託を導入しました。

②E S O P信託の概要

E S O P信託とは、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充(福利厚生制度の拡充)を図る目的を有するものをいいます。

当社が「ダイワボウ従業員持株会」(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託設定後5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。当該信託は、保有する当社株式の議決権を当社持株会の議決権割合に応じて行使します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の抛割割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

③信託契約の概要

- | | |
|-------------|---|
| (ア) 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託（他益信託） |
| (イ) 信託の目的 | 当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給および受益者要件を充足する従業員に対する福利厚生制度の拡充 |
| (ウ) 委託者 | 当社 |
| (エ) 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| (オ) 受益者 | 当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者 |
| (カ) 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者 |
| (キ) 信託契約日 | 平成24年5月14日 |
| (ク) 信託の期間 | 平成24年5月14日～平成29年7月20日 |
| (ケ) 議決権行使 | 受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使する。 |
| (コ) 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| (サ) 取得株式の総額 | 949百万円 |
| (シ) 株式の取得期間 | 平成24年5月18日～平成24年7月12日
(なお、平成24年6月25日～29日は除く。) |
| (ス) 株式の取得方法 | 取引所市場より取得 |

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	阪 口 政 明	ダイワボウ情報システム株式会社 監査役
代表取締役 専務執行役員	北 孝 一	経営企画室、知的財産室、監査室、秘書室担当 ダイワボウ情報システム株式会社 取締役 大和紡績株式会社 取締役社長
取締役 専務執行役員	野 上 義 博	I Tインフラ流通事業統括 ダイワボウ情報システム株式会社 取締役社長
取締役 専務執行役員	大 森 博	産業機械事業統括 株式会社オーエム製作所 取締役社長
取締役 常務執行役員	安 永 達 哉	I Tインフラ流通事業副統括 ダイワボウ情報システム株式会社 専務取締役
取締役 常務執行役員	門 前 英 樹	繊維事業統括 大和紡績株式会社 専務取締役 ダイワボウポリテック株式会社 取締役社長
取締役 常務執行役員	山 村 芳 郎	財務I R室、人事総務室、法務コンプライ アンス室担当 大和紡績株式会社 取締役 株式会社オーエム製作所 取締役 ダイワボウアソシエ株式会社 取締役社長
取締役 常務執行役員	佐 脇 祐 二	財務I R室、人事総務室、法務コンプラ イアンス室副担当 株式会社オーエム製作所 常務取締役
取 締 役	平 田 知 之	
常 勤 監 査 役	金 屋 悦 二	大和紡績株式会社 監査役
常 勤 監 査 役	寺 口 功 一	大和紡績株式会社 監査役
監 査 役	藤 木 久	弁護士 S Gホールディングス株式会社 監査役 佐川急便株式会社 監査役
監 査 役	澤 田 眞 史	公認会計士・税理士 仰星監査法人 代表社員

- (注) 1. 取締役 平田知之氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 藤木 久、澤田眞史の両氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役 平田知之氏ならびに監査役 藤木 久、澤田眞史の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役 澤田眞史氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員（名）	支給額（百万円）
取（う）ち社（外）取締役	10 (1)	87 (7)
監（う）ち社（外）監査役	5 (3)	41 (12)
合 計	15	128

- (注) 1. 上記には、平成26年6月27日開催の第104回定時株主総会最終の時をもって退任した取締役1名ならびに社外監査役1名を含めております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記のほか、社外監査役1名が当社の子会社から受けた報酬等の総額は1百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役 澤田眞史氏は、仰星監査法人の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役 藤木 久氏は、SGホールディングス株式会社および佐川急便株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役 平田知之氏は、当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席しております。また、海外現地法人の経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。
- ・監査役 藤木 久氏は、当事業年度開催の取締役会16回のうち15回、監査役会6回のうち6回に出席しております。また、主に弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。
- ・監査役 澤田眞史氏は、就任後開催の取締役会12回のうち9回、監査役会4回のうち4回に出席しております。また、主に公認会計士・税理士の見地から意見を述べるなど、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

- ・当社は、全ての社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約を締結しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	64
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	109

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善する見込みがないと判断した場合、もしくは、監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という)を整備しております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、法令遵守および企業倫理の浸透をグループ会社の取締役および使用人に徹底するため、「グループ企業行動憲章」を制定し、関連する法令の周知および社内規則・マニュアルの整備と従業員教育に努める。

- ② 内部監査部門である監査室が、各部門における業務執行の法令・定款との適合性を監査する一方、「コンプライアンス規則」を整備し、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」の設置により、当社グループ内の法令遵守および企業倫理の取組みを横断的に推進・統括する。
 - ③ 法令上疑義のある行為等について、従業員が情報提供を行う手段として法務コンプライアンス室が所管する「ダイワボウ・ヘルプライン」を設置・運営することにより、問題を未然に防止するよう努める。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ① 「文書取扱規程」の整備により、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存する。
 - ② 取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 「リスク管理規則」を整備し、経営リスク、業務リスク、環境・安全・品質リスクの3つの体系に区分することで、各部門が共通リスクの認識と管理手法を共有し、マネジメント機能の強化を図る。また、「危機管理規則」の整備により甚大な損失の及ぼす影響の極小化と再発防止に努める。
 - ② 当社グループ内のリスク管理の取組みを横断的に統括、推進するため、代表取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、新たに発生した各種リスクについて、同委員会において速やかに対処方針を決定し、リスク管理体制の実効性を確保する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、執行役員制度の採用により、取締役会の機能を戦略の立案、業務執行の監督に特化し、執行役員にはそのグループ戦略に基づいた業務の執行と責任を担わせ、担当区分を明確にする事により、経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図り、効率的で機動的な経営体制を構築する。
 - ② 当社グループは、中期経営3カ年計画および年度事業計画を策定し、毎月の取締役会や定期的に開催する執行役員会において、ITを活用した

管理会計システムに基づき、月次レビューと改善策の提案により、業績管理を徹底する。

- ③ 経営に重大な影響を及ぼす事項は、経営会議等において審議するとともに、各事業部門を担当する取締役は、戦略方針に立脚した具体的施策と権限規程に基づく業務遂行体制を決定する。
- (5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ会社をカテゴリー別に区分し、基本的権限を定めた「グループ経営管理規程」を整備し、グループの全体最適性を最優先課題とした業務運営の適正な管理を実践する。
 - ② 当社グループの事業ドメイン別の事業運営に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守とリスク管理体制を構築する権限と責任を与える。また、持株会社の各スタッフ部門はこれらを機能横断的に支援する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査室に属する使用人は、必要に応じて監査役の監査業務を補助することができる。
 - ② 監査室に属する使用人は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合、その命令に関して取締役の指揮命令は受けないものとする。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役は、取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況と、次に定める事項について監査役に対して随時報告する。
 - A 会社の信用を大きく低下させる恐れのある事項
 - B 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - C 重大な法令・定款違反その他重要な事項
 - ② 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも取締役または使用人に報告を求めることができ、当該取締役または使用人はこれに応じる。

- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会等の重要な会議には出席して、独立した立場で発言する。また、事業会社の各部門にも出向いて業務執行を監査する。
 - ② 監査役は、会計監査人と定期的な業務監査を行うほか緊密な連携を保つこととする。また、代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催する。

(注) 上記には当事業年度中の体制を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月23日開催の当社取締役会決議により内容を一部改定しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

- (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上していくことを可能とする者であるべきと考えております。

当社は、金融商品取引所に株式を上場していることから、市場における当社株式の取引については株主の皆様の自由な意思によって行われるべきであり、たとえ当社株式等の大規模買付行為がなされる場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これをすべて否定するものではありません。また、経営の支配権の移転を伴う株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、最近の資本市場における株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができないことが予測されるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言いがたいもの、あるいは株主の皆様が最終的に判断されるために必要な時間や情報が十分に提供されずに、大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

そのような提案に対して、当社取締役会といたしましては、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉、場合によっては必要かつ相当な対抗措置を取る必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記方針の実現、つまり企業価値向上および株主共同の利益のために、次の取組みを実施しております。

① 経営体制の改革

当社は、昭和16年に紡績会社の4社合併により大和紡績株式会社として設立されましたが、純粋持株会社への移行、ITインフラ流通事業の再編、ダイワボウホールディングス株式会社への商号変更、繊維事業を統括する中間持株会社の設立、産業機械事業の再編と、継続して事業構造の改革を実行してまいりました。

これらの施策により、当社グループはITインフラ流通事業、繊維事業、産業機械事業を3つのコア事業に据えて、「ITインフラ」「生活インフラ」「産業インフラ」という「社会インフラ」の領域において地球環境との共生と持続可能な社会の創造に貢献することをグループビジョンに掲げ、バリュー・イノベーション（価値革新）を推進する創造革新企業へと変貌を遂げました。

② 中期経営3カ年計画

当社は平成24年4月1日から中期経営計画「イノベーション21」をスタートさせました。本中期経営計画では「シナジー効果による新市場・新事業の創出」「グループ協業体制によるグローバル戦略の推進」「独自性と差別化の追求によるコーポレートブランドの強化」を基本方針に、新たな成長モデルの確立と連結企業価値の向上に努めております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成24年6月28日開催の定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続することを決定いたしました。

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為が行われようとする場合に、株主の皆様へ、当該買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを適切に判断していただくために情報提供や検討期間の確保がなされることが不可欠であると考えています。

そのため、本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主および投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としたものです。

本プランの内容は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ (<http://www.daiwabo-holdings.com/>) に掲載されている平成24年5月9日付プレスリリース「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。

- (4) 前記取組みが、基本方針に従い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

さらに、本プランは以下の理由により、基本方針に従うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また役員の地位の維持を目的としているものではありません。

① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記(3)に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の

皆様のご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

② 事前開示・株主意思の原則

本プランは、平成24年6月28日開催の定時株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで継続されたものです。また、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

③ 必要性・相当性確保の原則

ア．独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランは、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として独立委員会を設置しています。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、その判断の概要については株主および投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

イ．合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

ウ．デッドハンド型もしくはスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役の任期を1年としており、取締役選任議案に関する議決権行使を通じ、本プランの継続、本方針に基づき取締役会決議により発動された対抗措置に対し、株主の皆様の意思が反映できることになるため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

- (注) 当社は、平成27年5月8日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランを継続することを決定いたしました。詳細につきましては、本定時株主総会参考書類第4号議案をご参照ください。

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	170,097	流 動 負 債	138,480
現金及び預金	14,478	支払手形及び買掛金	105,815
受取手形及び売掛金	111,251	短期借入金	19,601
商品及び製品	29,972	未払法人税等	1,138
仕掛品	2,837	賞与引当金	2,308
原材料及び貯蔵品	1,746	役員賞与引当金	74
繰延税金資産	1,589	製品保証引当金	182
その他	8,593	その他	9,360
貸倒引当金	△371	固 定 負 債	42,044
固 定 資 産	65,261	長期借入金	27,916
<u>有 形 固 定 資 産</u>	<u>44,990</u>	繰延税金負債	3,502
建物及び構築物	10,762	退職給付に係る負債	6,721
機械装置及び運搬具	8,117	預り保証金	3,529
土地	24,513	その他	375
その他	1,597	負 債 合 計	180,525
<u>無 形 固 定 資 産</u>	<u>9,177</u>	純 資 産 の 部	
のれん	6,005	株 主 資 本	53,928
その他	3,171	資 本 金	21,696
<u>投資その他の資産</u>	<u>11,093</u>	資 本 剰 余 金	7,887
投資有価証券	7,938	利 益 剰 余 金	24,896
退職給付に係る資産	248	自 己 株 式	△552
破産更生債権等	159	その他の包括利益累計額	362
繰延税金資産	491	その他有価証券評価差額金	1,663
その他	2,567	繰延ヘッジ損益	85
貸倒引当金	△311	為替換算調整勘定	△1,509
資 産 合 計	235,359	退職給付に係る調整累計額	123
		少 数 株 主 持 分	543
		純 資 産 合 計	54,834
		負 債 、 純 資 産 合 計	235,359

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式		
平成26年4月1日 残高	21,696	7,887	21,178	△716		50,047
会計方針の変更による 累積的影響額			△206			△206
会計方針の変更を反映した 当期首残高	21,696	7,887	20,972	△716		49,840
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			△962			△962
当期純利益			4,886			4,886
自己株式の取得				△0		△0
自己株式の処分			△0	164		164
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計	—	—	3,923	163		4,087
平成27年3月31日 残高	21,696	7,887	24,896	△552		53,928

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少 数 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 勘定調整	退職給付 に係る調整 累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計		
平成26年4月1日 残高	850	10	△2,042	△379	△1,561	452	48,938
会計方針の変更による 累積的影響額							△206
会計方針の変更を反映した 当期首残高	850	10	△2,042	△379	△1,561	452	48,731
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△962
当期純利益							4,886
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							164
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	813	75	532	502	1,924	90	2,014
連結会計年度中の変動額合計	813	75	532	502	1,924	90	6,102
平成27年3月31日 残高	1,663	85	△1,509	123	362	543	54,834

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	6,116	流 動 負 債	34,354
現金及び預金	3,841	短期借入金	32,602
前払費用	32	未払金	631
繰延税金資産	121	未払費用	18
短期貸付金	661	未払法人税等	762
未収入金	1,229	未払消費税等	98
その他	230	前受金	74
固 定 資 産	98,475	預り金	149
有 形 固 定 資 産	140	賞与引当金	18
建物	9	固 定 負 債	26,204
車両運搬具	15	長期借入金	21,170
工具器具及び備品	114	繰延税金負債	4,245
無 形 固 定 資 産	25	退職給付引当金	743
電話加入権その他	25	その他	45
ソフトウェア	0	負 債 合 計	60,559
投資その他の資産	98,308	純 資 産 の 部	
投資有価証券	2,849	株 主 資 本	43,257
関係会社株式	78,676	資 本 金	21,696
出 資 金	35	資 本 剰 余 金	8,591
関係会社出資金	2,610	資本準備金	8,591
長期貸付金	14,796	その他資本剰余金	0
その他	83	利 益 剰 余 金	13,521
貸倒引当金	△30	利益準備金	274
投資損失引当金	△713	その他利益剰余金	13,246
資 産 合 計	104,591	繰越利益剰余金	13,246
		自 己 株 式	△552
		評価・換算差額等	775
		その他有価証券評価差額金	775
		純 資 産 合 計	44,032
		負 債、純 資 産 合 計	104,591

損 益 計 算 書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

		百万円
営	業 収 益	5,284
営	業 費 用	1,186
		4,098
営	業 外 収 益	
	受取利息及び配当金	415
	そ の 他	10
		426
営	業 外 費 用	
	支 払 利 息	433
	そ の 他	57
		491
		4,032
経	常 利 益	
特	別 利 益	
	投資有価証券売却益	291
		291
特	別 損 失	
	投資有価証券売却損	68
	投資有価証券評価損	35
		104
税	引 前 当 期 純 利 益	4,220
	法人税、住民税及び事業税	430
	法 人 税 等 調 整 額	△362
		68
当	期 純 利 益	4,152

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
平成26年4月1日 残高	21,696	8,591	0	8,591	274	10,124	10,399	△716	39,971
会計方針の変更による累積的影響額						△68	△68		△68
会計方針の変更を反映した当期首残高	21,696	8,591	0	8,591	274	10,056	10,331	△716	39,903
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△962	△962		△962
当期純利益						4,152	4,152		4,152
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			△0	△0				164	164
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	△0	—	3,190	3,190	163	3,353
平成27年3月31日 残高	21,696	8,591	0	8,591	274	13,246	13,521	△552	43,257

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成26年4月1日 残高	342	342	40,313
会計方針の変更による累積的影響額			△68
会計方針の変更を反映した当期首残高	342	342	40,245
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△962
当期純利益			4,152
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			164
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	433	433	433
事業年度中の変動額合計	433	433	3,787
平成27年3月31日 残高	775	775	44,032

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月20日

ダイワボウホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小竹伸幸 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 守谷義広 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイワボウホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワボウホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

ダイワボウホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小竹伸幸 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 守谷義広 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイワボウホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年 5月25日

ダイワボウホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 金 屋 悦 二 ㊟

常勤監査役 寺 口 功 一 ㊟

社外監査役 藤 木 久 ㊟

社外監査役 澤 田 眞 史 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配当を経営の重要課題として位置づけており、業績に応じて内部留保資金の確保を図りながら、継続的かつ安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金6円 総額1,154,779,290円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月29日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役9名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	さか ぐち まさ あき 阪 口 政 明 (昭和22年10月3日)	昭和46年4月 当社へ入社 平成12年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社取締役常務執行役員 平成22年6月 当社代表取締役社長、社長執行役員に就任 現在に至る (重要な兼職の状況) ダイワボウ情報システム株式会社 監査役	125,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	きた 北 孝 一 (昭和23年11月3日)	昭和47年4月 当社へ入社 平成15年6月 当社取締役 平成19年6月 当社取締役常務執行役員 平成22年6月 当社代表取締役専務執行役員に 就任 現在に至る 当社監査室担当を委嘱 現在に至る 平成23年6月 当社知的財産室担当を委嘱 現在に至る 平成24年8月 当社秘書室担当を委嘱 現在に至る 平成25年4月 当社経営企画室担当を委嘱 現在に至る (重要な兼職の状況) ダイワボウ情報システム株式会社 取締役 大和紡績株式会社 取締役社長	97,000株
3	の がみ よし ひろ 野 上 義 博 (昭和24年12月25日)	昭和48年4月 当社へ入社 平成18年1月 ダイワボウ情報システム株式会 社へ入社 平成18年6月 同社取締役 平成20年1月 同社常務取締役 平成21年4月 同社取締役社長に就任 現在に至る 当社常務執行役員 当社ITインフラ流通事業統括 を委嘱 現在に至る 平成21年6月 当社取締役常務執行役員 平成23年6月 当社取締役専務執行役員 現在に至る (重要な兼職の状況) ダイワボウ情報システム株式会社 取締役社長	65,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	おおもりひろし 大森博 (昭和27年3月30日)	昭和49年4月 株式会社オーエム製作所へ入社 平成22年6月 同社取締役 平成25年6月 同社常務取締役 平成26年1月 同社専務取締役 平成26年6月 同社取締役社長に就任 現在に至る 当社取締役専務執行役員 現在に至る 当社産業機械事業統括を委嘱 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社オーエム製作所 取締役社長	26,500株
5	やすながたつや 安永達哉 (昭和32年5月21日)	平成元年3月 ダイワボウ情報システム株式会 社へ入社 平成14年6月 同社取締役 平成17年6月 同社常務取締役 平成19年6月 同社専務取締役 現在に至る 平成21年4月 当社常務執行役員 当社ITインフラ流通事業副統 括を委嘱 現在に至る 平成21年6月 当社取締役常務執行役員 現在に至る (重要な兼職の状況) ダイワボウ情報システム株式会社 専務取締役	48,000株
6	もんぜんひでき 門前英樹 (昭和26年7月16日)	昭和49年4月 当社へ入社 平成15年6月 当社取締役 平成19年6月 当社常務執行役員 平成22年6月 当社取締役常務執行役員 現在に至る 平成23年6月 当社繊維事業統括を委嘱 現在に至る (重要な兼職の状況) 大和紡績株式会社 専務取締役 ダイワボウポリテック株式会社 取締役社長	54,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	やま むら よし ろう 山 村 芳 郎 (昭和25年5月3日)	昭和48年4月 当社へ入社 平成15年6月 当社取締役 平成19年6月 当社常務執行役員 平成22年6月 当社取締役常務執行役員 現在に至る 当社財務IR室、人事総務室、 法務コンプライアンス室担当を 委嘱 現在に至る (重要な兼職の状況) 大和紡績株式会社 取締役 株式会社オーエム製作所 取締役 ダイワボウアソシエ株式会社 取締役社長	68,000株
8	さ わき ゆう じ 佐 脇 祐 二 (昭和34年3月11日)	昭和56年4月 株式会社オーエム製作所へ入社 平成22年6月 同社取締役 平成23年6月 当社執行役員 当社財務IR室、人事総務室、 法務コンプライアンス室副担当 を委嘱 現在に至る 平成24年6月 当社取締役常務執行役員 現在に至る 株式会社オーエム製作所 常務取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社オーエム製作所 常務取締役	22,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	ひら たち とも ゆき 平 田 知 之 (昭和19年11月17日)	昭和42年4月 住友商事株式会社へ入社 平成4年8月 Summit Wool Spinners Ltd., Chairman, Director 平成12年6月 Sumitex Hong Kong Ltd., Managing Director 平成24年6月 当社取締役（社外） 現在に至る	0株
※10	こう ご かず ひさ 幸 後 和 壽 (昭和25年7月20日)	昭和50年4月 徳山曹達株式会社（現株式会社 トクヤマ）へ入社 平成18年6月 同社取締役 平成21年1月 同社代表取締役社長に就任 平成27年3月 同社代表取締役会長に就任 現在に至る 平成27年6月 同社代表取締役会長退任予定	0株

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. 平田知之、幸後和壽の両氏は、社外取締役候補者であります。

なお、当社は平田知之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、幸後和壽氏を同取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

4. 平田知之氏を社外取締役候補者とした理由は、海外現地法人の経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識を、当社の経営および財務運営に反映していただくためであります。

5. 幸後和壽氏を社外取締役候補者とした理由は、他の上場会社における経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識を、当社の経営および財務運営に反映していただくためであります。なお、株式会社トクヤマは当社の子会社であるダイワボウレーヨン株式会社の取引先ですが、取引実績は当社の当期連結売上高の0.1%未満であります。

6. 平田知之氏の当社の社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年であります。

7. 当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第24条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、平田知之氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。平田知之氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、幸後和壽氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 寺口功一氏が任期満了となり、監査役 澤田眞史氏が辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
※1	小川 仁 司 (昭和24年5月8日)	昭和48年4月 三井物産株式会社入社 平成8年5月 三井物産デジタル株式会社 取締役社長に就任 平成12年6月 ダイワボウ情報システム株式会社 社取締役 平成16年6月 同社常務取締役 平成18年5月 ディーアイエスソリューション 株式会社専務取締役 平成21年5月 同社取締役社長に就任 平成27年3月 同社取締役社長を退任 現在に至る	0株
※2	植田 益 司 (昭和25年7月23日)	昭和60年8月 公認会計士登録 平成11年6月 瑞徳監査法人代表社員 平成14年12月 植田公認会計士事務所開設 平成15年11月 税理士登録 平成18年2月 中央青山監査法人代表社員 平成19年8月 霞が関監査法人代表社員 平成25年10月 太陽A S G有限責任監査法人 (現太陽有限責任監査法人) パートナー 現在に至る	0株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 3. 植田益司氏は、社外監査役候補者であります。
 なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 4. 植田益司氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士・税理士として培われた高度な専門性を活かし、公正・中立な立場から豊富な経験と幅広い見識を、当社の監査に反映していただくためであります。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるも

のと判断いたしました。

5. 当社は、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第30条において、社外監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。植田益司氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成24年6月28日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「現プラン」といいます。）を継続いたしました。

現プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時までであることから、当社では、企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、平成27年5月8日開催の当社取締役会において、情勢の変化や平成20年6月30日に企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容等を踏まえ、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を継続することを決定いたしました。（以下、継続する「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）本プランの有効期間は、平成30年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までといたします。

本議案は、本プランにつき、株主の皆様にご継続のご承認をお願いするものであります。

なお、本プラン継続の決議にあたっては、社外監査役2名を含む当社監査役4名全員が、本プランは当社株式等の大規模買付行為に関する対応策として相当と判断される旨の意見を表明しております。

本プランにおいて、現プランから見直しを行った主な内容は次のとおりであります。

- ①独立委員会が対抗措置の発動勧告を行う場合について列挙した類型を一部削除し、発動要件を限定したこと
- ②対抗措置を新株予約権の無償割当てに限定したこと

- ③対抗措置として無償割当てによる新株予約権を発行する際、当社取締役会は、非適格者が保有する新株予約権の対価として現金を交付する取得条項を付することはできない旨を明記したこと
- ④その他文言の修正

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上していくことを可能とする者であるべきと考えております。

当社は、金融商品取引所に株式を上場していることから、市場における当社株式の取引については株主の皆様の自由な意思によって行われるべきであり、たとえ当社株式等の大規模買付行為がなされる場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に資するものである限り、これをすべて否定するものではありません。また、経営の支配権の移転を伴う株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、資本市場における株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができないことが予測されるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言いがたいもの、あるいは株主の皆様が最終的に判断されるために必要な時間や情報が十分に提供されずに、大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

そのような提案に対して、当社取締役会といたしましては、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉、場合によっては必要かつ相当な対抗措置を取る必要があると考えております。

II. 基本方針の実現に資する取組み

1. 企業価値向上への取組み

当社は、昭和16年に紡績会社4社の合併による設立以来、紡績業の変遷とともに、継続して事業構造の変革に取り組んでまいりました。

平成18年1月には、より強固なグループ経営基盤を確立させるため純粋持株会社へ移行し、平成21年3月のITインフラ流通事業を展開するダイワボウ情報システム株式会社との経営統合、同年7月の繊維事業を統括する中間持株会社（大和紡績株式会社）の設立とダイワボウホールディングス株式会社への商号変更、平成23年7月の産業機械事業を展開する株式会社オーエム製作所との経営統合をそれぞれ実行してまいりました。

これらの施策により、当社グループはITインフラ流通事業、繊維事業、産業機械事業を3つのコア事業に据えるとともに、「ITインフラ」「生活インフラ」「産業インフラ」の「社会インフラ」の領域において地球環境との共生と持続可能な社会の創造に貢献することをグループビジョンに掲げ、バリュー・イノベーション（価値革新）を推進する創造革新企業へと変貌を遂げました。

各事業におきましては、ITインフラ流通事業では、全国の営業拠点と約17,000社の販売パートナーとの協業による「地域密着営業」の徹底によりディストリビューターとしての地位を確固たるものにするるとともに、IT市場の変化を迅速に捉え、より一段と競争力を向上させることで既存事業の強化に努めております。また、成長分野である「クラウド」「モバイル」「サービス&サポート」を重点ビジネスと位置づけ、文教市場での実績拡大やスマートフォンを含めたモバイルデバイスの拡販に取り組むなど、注力事業の育成・拡大を図っております。

繊維事業では、各事業会社が有する素材や技術・開発力の共有化や、販売網の交流などのグループ連携によるシナジー効果の発揮により、分散している事業特性や経営資源を有機的に融合させ、新市場や新事業の創出に取り組んでおります。また、大和紡績香港有限公司を国際的な貿易・金融・ビジネスの拠点と位置づけ、成長著しい東アジアやアセアン地域をターゲットとした販売体制の充実化を図る一方、従来型の海外生産拠点の再構築により、国際マーケットで戦える事業モデルへの変革に努めております。

産業機械事業では、主力の工作機械事業において、国内工場の高品質化・高機能化、海外工場の高効率化など国内外の生産拠点の拡充に取り組む一方、北米や中国に新たな販売会社を設立するなど海外販売拠点の構築とサービス体制の強化に努め、グローバル市場における業容拡大を推し進めております。

また、当社は本年4月1日から中期経営計画「イノベーション21」第二次計画をスタートさせました。本第二次計画では、「私たちは、創造と革新、融合のシナジーによって、グローバル市場でお客様第一に新たな価値を生み出し、人間社会と地球環境に役立つ未来を実現します」というグループ経営理念のもと、「成長が見込める市場、地域での事業拡大」「顧客価値創造型ビジネスへの進化」「国際マーケットにおけるコーポレートブランドの価値向上」を基本方針に、社会構造の変化に果敢に挑戦し、新たな成長モデルの確立により、グループ連結企業価値の向上に取り組んでまいります。

2. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の最重要課題の一つであると認識し、グループ各社の経営管理を強化するとともに、監査体制の充実によりグループ全体の経営効率の向上とガバナンスの徹底を図ることを経営の基本方針としております。また、適時、適切な情報開示を十分に行うことにより、経営の透明性および健全性の確保に努めております。

当社は、グループ規範の一つとして「真実と公正」を掲げており、迅速で的確な意思決定と内部統制機能により、株主の皆様、お取引先、従業員、地域社会など各ステークホルダーとの良好な信頼関係を築き、企業の社会的責任を果たしてまいり所存であります。

そのため、当社は純粋持株会社体制への移行ならびに執行役員制度の導入により、経営の意思決定の迅速化および監督機能の強化を図り、効率的で機動的な経営体制の構築に取り組んでおります。

また当社は、毎月開催する取締役会、定期的に開催する監査役会のほか、業務執行に関して協議を行う執行役員会を定期的に開催し、業務執行の状況把握に努め、迅速かつ必要な対処をしております。それに加え、一連の内部統制機能を高めるため、各専門委員会を必要に応じて開催するとともに、経営スタッフ部門のサポートにより、各事業共通の課題に関して実効性の高い事業活動を推進するよう努めるとともに、年1回各事業会社幹部が参加する

「経営方針発表会」を開催し、経営方針をグループ全体へ徹底させております。

さらに、当社は、株主の皆様のご意思を経営により反映させるための仕組みの一つとして、取締役任期を1年とし、かつ独立性のある社外取締役・社外監査役を選任しております。これにより、取締役会の管理監督機能の強化を図り、株主の皆様への負託に応えるために、透明性と公正性を確保した経営体制により、この激動する経済環境における事業運営に邁進してまいりたいと存じます。

Ⅲ. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記Ⅰ.に記載の基本方針に沿って継続されるものであります。

基本方針に定めたとおり、当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為が行われようとする場合には、当該買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを株主の皆様適切に判断していただくために、買付者等および当社からの双方から十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主および投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としたものであります。

なお、平成27年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」とおりであります。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

2. 本プランの内容

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものであります。

対抗措置の発動等にあたっては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主および投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。本プラン継続時における独立委員会は、別紙2に記載の四氏により構成される予定であります。

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付け等

本プランは以下の(i)または(ii)に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きません。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付け等を行い、または行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものといたします。

- (i) 当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶およびその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 意向表明書の提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

- (イ) 氏名または名称および住所または所在地
- (ロ) 代表者の役職および氏名

1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものいたします。以下別段の定めがない限り同じといたします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものいたします。

2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じといたします。

3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものいたします。以下同じといたします。

4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものいたします。以下(ii)において同じといたします。

5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じといたします。

6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものいたします。以下同じといたします。

7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じといたします。

- (ハ) 会社等の目的および事業の内容
 - (ニ) 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要
 - (ホ) 国内連絡先
 - (ハ) 設立準拠法
- (ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、および意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況
- (iii) 買付者等が提案する大規模買付け等の概要（買付者等が大規模買付け等により取得を予定する当社の株式等の種類および数、ならびに大規模買付け等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付け等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた後、買付者等には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付け等に対する株主および投資家の皆様のご判断ならびに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を、日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日⁹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

⁸ 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

⁹ 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じといたします。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容および態様等に照らして、株主および投資家の皆様のご判断ならびに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付け等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものといたします。

- (i) 買付者等およびそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者およびファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名および職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付け等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付け等の対価の種類および金額、大規模買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数および買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付け等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付け等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要

¹⁰ 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じといたします。

- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付け等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付け等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (ix) 大規模買付け等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客および地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実については適切に開示し、その概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主および投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を開始日として、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)または(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

- (i) 対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間
- (ii) その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は、取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものといたします。(延長の期間は最大30日間といたします。)その場合は、延長期間および当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知するとともに株主および投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行うものいたします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主および投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主および投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものいたします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものいたします。

なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)または(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、独立委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

(ii) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として、当該買付け等に対する対抗措置の発動を勧告することはいたしません。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、例えば以下イ．～ホ．に掲げる行為等が意図されており、当該買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、対抗措置の発動を勧告することがあります。

- イ． 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社または当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- ロ． 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- ハ． 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- ニ． 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合

ホ. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的
二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘
することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明
確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをい
います。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、
事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあ
ると判断される場合

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重する
ものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・
向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行う
ものとしたします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置
の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その
他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑦ 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後ま
たは発動後においても、買付者等が大規模買付け等を中止した場合や対
抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ
た場合等、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点か
ら対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当
社取締役会は、対抗措置発動の停止を行うものとしたします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要
その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行いま
す。

⑧ 大規模買付け等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、当社取
締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大
規模買付け等を開始することはできないものとしたします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てといたします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付け等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものといたします。

(3) 本プランの有効期間、廃止、変更および修正

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成30年6月開催予定の定時株主総会終結の時までといたします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものといたします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

(2) 事前開示・株主意思の原則

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで継続するものです。また、上記2. (3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(3) 必要性・相当性確保の原則

① 独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランは、上記2. (1)に記載のとおり、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、その判断の概要については株主および投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

② 合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、上記2. (1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

③ デッドハンド型もしくはスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記2. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役の任期を1年としており、取締役選任議案に関する議決権行使を通じ、本プランの継続、本方針に基づき取締役会決議により発動された対抗措置に対し、株主の皆様の意思が反映できることになるため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の2. (1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するかどうか等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意下さい。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2. (1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性

がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要であります。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認下さい。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役または(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務および秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、原則として、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議のうえ決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本プランに係る対抗措置の停止

(3) 本プランの廃止および変更

(4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

各独立委員会委員は、独立委員会における審議および決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会の委員略歴（五十音順）

氏 名：植 田 益 司（うえだ ますじ）

生年月日：昭和25(1950)年7月23日

経 歴：昭和60(1985)年8月 公認会計士登録
平成11(1999)年6月 瑞穂監査法人代表社員
平成14(2002)年12月 植田公認会計士事務所開設
平成15(2003)年11月 税理士登録
平成18(2006)年2月 中央青山監査法人代表社員
平成19(2007)年8月 霞が関監査法人代表社員
平成25(2013)年10月 太陽ASG有限責任監査法人（現 太陽有限責任監査法人）パートナー（現任）
平成27(2015)年6月 当社監査役（社外・予定）

氏 名：鳥 越 健 治（とりごえ けんじ）

生年月日：昭和17(1942)年5月6日

経 歴：昭和43(1968)年4月 任官（判事補）高知地方裁判所
平成10(1998)年3月 徳島地方裁判所（所長）、徳島家庭裁判所（所長）
平成13(2001)年1月 大阪地方裁判所（所長）
平成17(2005)年5月 広島高等裁判所（長官）
平成19(2007)年5月 退官（定年）
平成19(2007)年9月 関西大学大学院法務研究科（法科大学院）教授
平成25(2013)年3月 退職

氏 名：中 西 康 政（なかにし やすまさ）

生年月日：昭和19(1944)年7月20日

経 歴：昭和45(1970)年4月 大阪弁護士会登録
昭和50(1975)年4月 中西康政法律事務所開設
平成2(1990)年4月 土佐堀法律事務所開設
平成15(2003)年5月 特定非営利活動法人任意後見ネットワーク理事長（現任）
平成16(2004)年6月 住友精密工業株式会社監査役（社外・現任）

氏 名：平 田 知 之（ひらた ともゆき）

生年月日：昭和19(1944)年11月17日

経 歴：昭和42(1967)年 4 月 住友商事株式会社入社

平成 4 (1992)年 8 月 Summit Wool Spinners Ltd.,
Chairman, Director

平成12(2000)年 6 月 Sumitex Hong Kong Ltd., Managing Director

平成17(2005)年11月 同社Managing Directorを退任

平成24(2012)年 6 月 当社取締役（社外・現任）

※ 各氏と当社との間において、特別な利害関係はございません。

※ 平田知之氏は当社の社外取締役であります。

※ 当社は、平田知之氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

※ 植田益司氏は当社の社外監査役候補者であり、本定時株主総会にて選任予定であります。

※ 当社は、植田益司氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以 上

当社の大株主の株式保有状況

- | | |
|-------------|--------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 400,000,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 192,712,926株 |
| 3. 株主数 | 20,958名 |
| 4. 大株主 | |

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	6,161	3.20
ダ イ ワ ボ ウ 従 業 員 持 株 会	5,377	2.79
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	5,205	2.70
河 合 裕	5,143	2.67
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	4,725	2.46
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	4,000	2.08
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (従 業 員 持 株 E S O P 信 託 口 ・ 7 5 4 9 8 口)	3,375	1.75
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	3,172	1.65
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	3,136	1.63
C B N Y D F A I N T L S M A L L C A P V A L U E P O R T F O L I O	3,047	1.58

(注) 持株比率は、自己株式249,711株を控除して計算しております。

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをいたします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日といたします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものといたします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額といたします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者¹¹、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者¹²、(4) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5) これら(1) から(4) までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(6) これら(1) から(5) までに該当する者の関連者¹³（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものといたします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

¹¹ 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないことといたします。

¹² 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものといたします。以下本注において同じといたします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じといたします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないことといたします。

¹³ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものといたします。なお、当社取締役会は、新株予約権の内容として、非適格者が保有する新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付することはできないものといたします。

本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

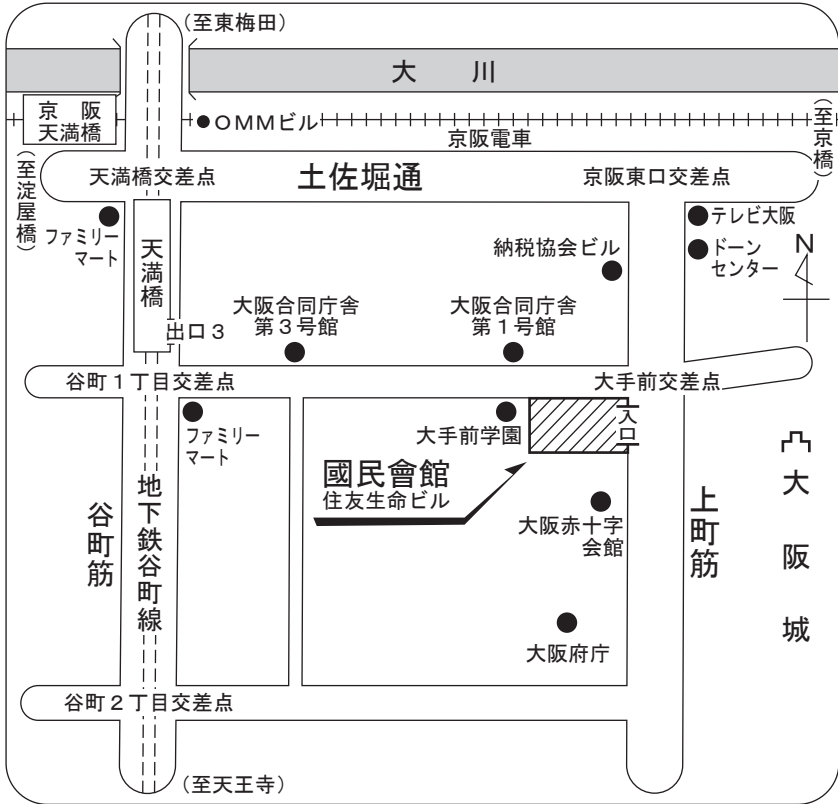
当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものといたします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

以 上

株主総会会場ご案内略図



1. 会場：大阪市中央区大手前2丁目1番2号
国民會館住友生命ビル12階 武藤記念ホール
2. 最寄駅：地下鉄谷町線「天満橋駅」徒歩3分
京阪電車「天満橋駅」徒歩5分